令和 5年度

委託業務 那覇港現場技術業務委託 (R5-3)

の名称

履行場所 那覇港全域

履行期間 令和5年10月2日から令和6年3月29日まで

特 記 仕 様 書

第1条 (業務の目的)

本業務は、那覇港管理組合発注工事の現場技術業務委託である。

					特	記	仕	様	書	[沖 縄 県]
章	節	条	見出し	項				**	辞記及び追	出加 仕 様 書 事 項
		2	共通仕様書の適用		本業務	は、沖縄県	:土木建築部	別制定の「乳	見場技術業務共	<b>共通仕様書」(以下、「共通仕様書」という。)に基づき</b>
					実施しな	ければなら	い。なお	3、共通仕村	様書は最新版を	を用いること。
		3	「共通仕様書」に対する特記及		「共通	仕様書」に	対する特記	及び追加	事項は、下記の	のとおりとする。
			び追加事項について							
		4	適用について		本特記	仕様書に記	載されてい	ない事項	及び仕様書等に	こ疑義が生じた場合は、その都度協議し、調査員の指示を
					受けなけ	ればならな	い。			
		5	本業務の業務委託料を変更協議		本業務	の業務委託	料を変更協	議する場合	合及び本業務と	と関連する業務を本業務受注者と随意契約する場合の変更
			する場合及び本業務と関連する		協議また	は関連する	業務の予定	価格の算	定にあたってに	は、本業務の請負比率(当初契約額÷当初設計額)を変更
			業務を本業務受注者と随意契約		業務価格	または関連	業務の設計	額に乗じ	た額で行うもの	のとする。
			する場合の取り扱いについて							
		6	管理技術者及び担当技術者の資		管理技	術者及び担	当技術者は	、公告文は	に記載した資格	各を満たす者とする。
			格要件について							
		7	管理技術者の直接的雇用関係に	1	管理技	術者は、本	業務の受注	者と直接	的な雇用関係に	こあること。
			ついて		なお、「	直接的な雇	用関係」と	は、本業	務契約締結時は	こおいて、雇用関係があることをいう。

				特	記 仕	様	書	[沖 縄 県]
章 節	条	見出し	項			特	記及び追	加仕様書事項
	8	情報共有システムの使用について	2	、着手届と共 本業務の対 パソコン0S	に提示しなけれ	ばならない。 、情報共有シ ndows 8.1 /	⁄ステムを使用 10	活者証又は雇用保険被保険者証の写し等、公的なもの)を はすることから、下記程度のパソコンを整えること。
	9	配置技術者の確認について	1 2	トを介して打 ータを共有・ 受注者は、 とする。 な 業務実績情 ①業務打合せ	合簿、図面等の 交換するもので 共通仕様書に基 お、変更業務計 報システム(テ	各種データの ある。 づく業務計画 画において、 クリス)に登 を含む)によ	のやり取り(決動 可書の業務組織 業務組織計画 登録できる技術	業務の履行期間中において、受発注者間でインターネッ 歳を含む)を行い、情報共有サーバーを用いてそれらのデ 計画に、配置技術者の立場・役割を明確に記載するもの 底を変更する際も同様とする。 所者については、以下のとおりとする。 該員と業務に関する報告・連絡・調整等を行い、当該業務
	10	保険加入	3 4	業務実績情 るのため、個々の内容を記者は名のためを記者は名名のため、記者は名名の 強合、れた者は、は、 は、では、現場技術をは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	報システの「登の技術を関係をできるというででである。」では、「登るのでできます。」では、「登るのできます。」では、「できまります。」では、「できまます。」では、「できまます。」では、「できます。」では、「できます。」では、「できます。」では、「できます。」では、「できます。」では、「できます。」では、「できます。」では、「できます。」では、「できます。」では、「できます。」では、「できまます。」では、「できます。」では、「できまます。」では、「できまます。」では、「できまます。」では、「できまます。」では、「できまます。」では、「できまます。」では、「できまます。」では、「できまます。」では、「できまます。」では、「できままます。」では、「できままます。」では、「できまままままままままままままままままままままままままままままままままままま	クリス)に登録の確を付するものでいます。 を付すを添付すを添けずいるにといる。 はないるのではない。 はない。 は	経録する技術者 に認のお願い」 かとする。なお る場合ものいま は技術者のいず かる。また、配 は、保険に加入して は、保険加	施していることを写真等で確認できる者 は、業務完了までに、受発注者双方の確認の上、確定すの提出にあたり、技術者本人の登録に関する認識の確認 、「登録のための確認のお願い」の技術者情報と同様の とみなす。 れかが当該業務に従事していないことが明らかとなった 置技術者以外が業務実績情報システム(テクリス)へ登 いる旨(以下の例を参照)を業務計画書に明示すること れ入を証明する書類を提示しなければならない。 義務に基づき、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を

					特	記	仕	様	書	[沖 縄 県]
至	節	条	見出し	項				特	記及び	追加 仕様 書 事 項
		11	業務環境の改善について		内容を設定	定すること。	。なお、取	組内容は打	丁合せ記録簿	取組内容について、業務着手時の打合せ時に協議し、取組 奪へ記録すること。 -ムページ(下記アドレス)を参照すること。
		12	CADソフトウェア							n/kankeitosyo.html のソフトウェア(OCF検定の認証を受けたソフトウェア)と
										AD製図基準に準じたSXF形式とする。
	-									

ᅮᄆ		$\Rightarrow$ $\Sigma$	$H\Pi$	) —	7. >	). T.	7	$\leftarrow$	7.1.	$\vdash$	
圳	場	音兄.	月月	1	<i>T</i>	IT	$\sim$	条	14年	切	丌
· /L	'///	H/U	./]	, <u> </u>	NO.	• •	$\sim$	<b>∠</b>   <b>⋋</b>	1 1	./]	/J.

特 記 事 項	内
対象工事	1 本業務の担当工事は下記とする。
	①泊港橋耐震補強工事(R5)
	②浦添ふ頭岸壁エプロン改修工事(R4)
	③新港ふ頭11号岸壁背後埋立工事(R4-2)
	また、下記工事の発注を予定しており、工事契約後に本業務の担当工事を追加する。その場合は協議の上、設計変更を行
	う。
	④小湾橋耐震補強工事(R5-1)
	⑤浦添ふ頭岸壁エプロン改修工事(R5)
	⑥新港ふ頭11号岸壁背後排水工事(R5)
通常勤務時間及び超過勤務	1 履行期間のうち、土曜日・日曜日・祝祭日は原則として休みとする。ただし、監督員から指示された場合は特別な理由が
	ある場合を除き、勤務すること。
	2 通常勤務は19.5日/月を標準とし、実務日数との差異については原則として変更の対象としない。ただし、著しく差異が
	生じた場合にはこの限りではない。
	3 勤務時間は、午前8時30分から午後5時30分(うち休憩1時間)までとする。
	4 超過勤務は30時間/月を標準とし、実務時間との差異については変更の対象としない。
美務履行場所及び移動手段	1 業務履行場所は那覇港管理組合とする。なお、駐車場がないことから受注者で適宜確保すること。
	2 業務遂行に必要な自動車(ライトバン1500cc以上)は受注者で確保すること。
<b>最装及び備品</b>	1 担当技術者の服装は現場に見合ったものとし、作業服、作業靴、名刺、名札等の常時身につけるものは受注者で確保する
	こと。
	2 受注者は、担当技術者が内業等で使用するパソコンを1台用意すること。また、用意するパソコンにはウイルス対策ソフ
	トを導入し、常に最新のワクチンデータを適用できる環境を整えること。
責算	1 本設計は令和5年9月時点での積算基準、単価に基づき積算している。
	2 労務単価は「令和5年度 設計業務委託等技術者単価(※R5.3より適用)(国土交通省HP参照)」にて積算している。
その他	1 監督員と連絡調整を十分に行い、意思疎通を図ること。
	2 本業務を遂行するにあたって、県民から疑義や不信をもたれないよう公正な職務執行を常に意識し、沖縄県内部規定関係
	法令を準用しながら行動すること。